



平小城地区

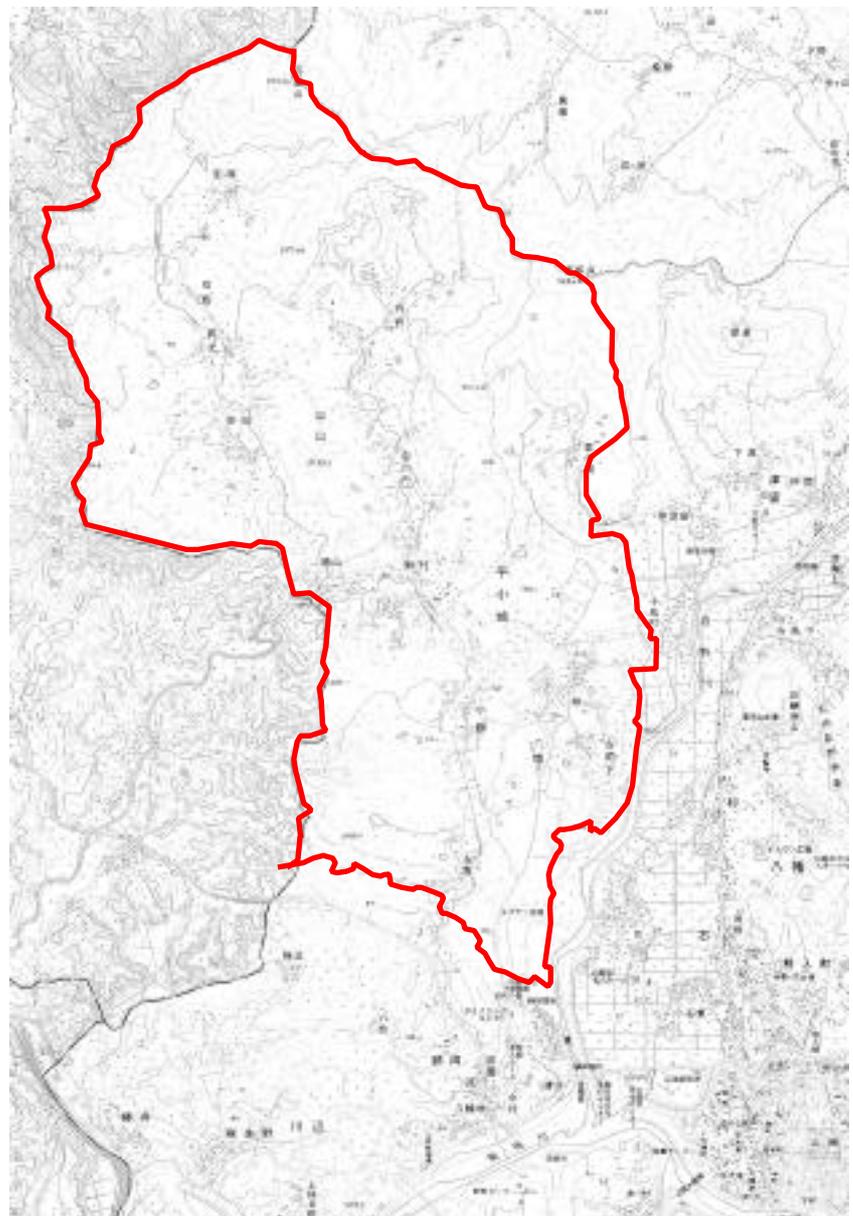
1. 目的

起伏に富んだ地形に起因する独特な自然景観の中に平山温泉、チブサン古墳といった山鹿を代表する観光スポットが点在する地域であることから、地域では来訪者を見込んだ施設等が増え良好な景観が失われることへの危惧があり、自主的な地域活動が行われてきました。今後もこの活動を積極的に支援し、地域と自然、経済活動が共存する景観形成を図っていきます。

2. 範囲

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城校区全体を範囲とします。

 平小城地区



3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類	規模	行為	
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更	
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの		
	煙突		
	高架水槽		高さが5m超
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		高さが5m超
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物		高さが10m超
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設		高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。（農家型の家屋の配置型式を継承するものとする） 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする） ・屋根は勾配屋根とする
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、温泉施設・公益的施設を除く）
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	
工作物 （柵及び塀）		<ul style="list-style-type: none"> ・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。 	
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）		<ul style="list-style-type: none"> ・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図る。

平小城地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・神社や洗い場等の共有施設について、その維持保全に努める。 ・ガードレール等の沿道の諸施設は安全上支障がなければ焦げ茶色とする。 ・空き地の雑草、樹木の手入れが行き届くように配慮する。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・南部の古墳群への誘導サインは、自然素材を用いて作成し、チブサン古墳内部の色調を引用するものとする。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。

第2部 山鹿市景観計画の体系
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するために、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準												
建築物 及び 工作物	位置・配置	—												
	外観	意匠	—											
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし温泉施設・公益的施設を除く)											
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具
	場 所	色 相	明 度											
屋根及び庇	N	1.0~6.5												
外壁	N	2.0~9.5												
建具	N	1.0~3.0												
材料	—													
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。													
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。											
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。											